

1. 件名：原子燃料工業株式会社熊取事業所において行われる発送前検査に係る
面談 4

2. 日時：令和5年11月10日（金）14時30分～15時00分

3. 場所：原子力規制庁 2階会議室（Web会議）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ

核燃料施設等監視部門

細野企画調査官、小野主任監視指導官、秦原子力運転検査官

原子燃料工業株式会社

熊取事業所

環境安全部長、環境安全部員 2名

燃料サイクル技術部長、燃料サイクル技術部員 1名

5. 要旨

事業所外運搬に係る申請について、原子力規制庁から、前回の面談を受け以下の点について追加で説明を求めたところ、事業者から、それらについては面談翌週月曜日以降に面談にて返答するとの発言があった。

- ・ 輸送容器の定期自主検査について、提出された文書の記載に基づけば、本件に係る核燃料輸送物設計承認書において、年に1回以上行うことになっているが、次回の定期自主検査はその要件を満たすことができるか説明すること。

なお、この質問について、事業者から、1年を過ぎたとしても年度をまたがず定期自主検査をすることで問題ないと原子力規制庁の審査担当から了承を得ている旨回答があったため、次回の面談でその内容について説明するよう求め、事業者からの合意を得た。

- ・ 調達先の提出している発送前検査記録における輸送物総重量について、算出したものと実測値があるため、手順書等を用いて算出方法を示し、輸送物発送前検査結果に用いる当該重量について説明すること。

- ・ 測定機器の校正記録について、調達先の発送前検査記録の測定機器番号を確認し校正の有効期間内にあることを説明すること。発送前検査使用機器及び

校正結果一覧において、測定時に校正が有効期間にないものがあるため、それに関して説明すること。また、再校正をした測定機器については、再校正について説明すること。

- ・ 定期自主検査の検査実施日 (Inspection Date) について説明すること。
- ・ 事業者が作成する発送前検査記録の検査終了日の根拠を説明すること。

事業者から、本面談日中に提出する予定の補正申請については、入念に確認を行ったもので、間違いは残っていないと認識している旨、発言があった。今後、補正が必要になった場合については、面談にて随時確認していくことで合意した。

また、補正の理由について、「記載の適正化」としたいとのことだが、項目ごとに適切な理由を記載すべき旨発言したところ、詳細を新旧対照表に記載して提出するとの発言があった。

6. その他

資料なし